

中札内村立学校における
働き方改革推進プラン
(第2期)

令和3年10月改定
中札内村教育委員会

I はじめに

Society5.0 時代が到来しつつある中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い人々の行動・価値観が大きく変化しています。

学校を取り巻く環境も複雑化・多用化し、求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められています。

こうした中、学校現場において教育職員は日々子どもたちと向き合い、献身的な努力を重ねているところですが、一方で教育職員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは子どもたちの学びを支える教育職員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にもかかわる重大な問題となっています。

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学びを最大限に保障するという観点に立って、教員が授業や授業準備に集中し、子どもたちと向き合う時間を確保し、健康で生き生きとやりがいを持って働きながら、学校教育の質を高められる環境を構築することは大変重要です。

令和元年度に道教委が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、小学校で 12.4%、中学校で 38.5%の教育職員が週 60 時間以上勤務しているという結果が明らかとなり、教育職員の多忙化が解消されていない状況にあります。本村においても同様の傾向があるものと認識しています。

こうした状況を踏まえ、この度、中札内村教育委員会（以下「村教委」という。）は、学校現場の業務改善に向けた取り組みに関して、校長会及び教頭会と協議を進め、道教委の取り組みを参考にしながら「中札内村立学校における働き方改革推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を策定し、教育職員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図ることとしました。

1 推進プランの性格

- ・ 本プランは、教職員の業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものであり、村内の学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定するものです。
- ・ 本プランについては、今後の北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

2 取り組みの方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教職員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教員人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めるという働き方改革の目指す理念を共有しながら、取り組みを実行します。
- ・ 学校はもとより、村教委、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもたちと向き合う教職員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

3 推進プランの目標及び期間（第2期）

本プランに掲げる取り組みを成果の検証を行いながら着実に進めるため、次のとおり目標を設定し、取組期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

(1) 目標

教職員の在校等時間から中札内村学校管理規則で定める勤務時間等を減じた時間(時間外在校等時間)を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

(2) 重視する視点、重点的に実施する取り組み

【重視する視点】

個の「気付き」

現状分析を踏まえて各教員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取り組みを実施

チームの「対話」

真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践

地域との「協働」

働き方改革の趣旨と取り組みに対する、保護者や地域住民の理解と協力を醸成

【重点的に実施する取り組み】

- ① 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- ② メンタルヘルス対策の推進等
- ③ 働き方改革手引「Road」の活用
- ④ ICTを積極的に活用した業務等の推進
- ⑤ 部活動休養日等の完全実施
- ⑥ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

4 保護者や地域住民等への理解促進

教職員の長時間労働を改善し、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながる。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならない、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要があります。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるなどするとともに、村教委においても村 PTA 連合会と連携するなどしながら、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及啓発を進めます。

II 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

1 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置

- ・ 教職員定数改善や加配制度の充実等について、国や北海道教育委員会に対する要望を継続して行います。
- ・ 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に対して、特別支援員を配置するとともに、スクールカウンセラーによる専門的な支援を行います。
- ・ 新学習指導要領への移行を円滑に進められるよう、外国語指導助手等の有効活用を図ります。

2 ICTの活用促進

- ・ 全教職員に配備しているパソコンを活用した情報の共有化や業務の効率化、事務作業にかかる時間の減少を図るため、校務支援システム等 ICT 環境の充実を進めます。
- ・ クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業及びオンライン学習の実施など、指導の充実を図る取り組みを推進します。

3 地域との協働による学校を応援・支援する体制づくりの推進

- ・ 保護者や地域が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の活動を支援し、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取り組みを推進します。

4 学校徴収金の徴収・管理業務の負担軽減

- ・ 教材費等の徴収事務は、口座振替での対応を促進しています。

Ⅲ 部活動指導にかかわる負担の軽減

1 部活動休養日等の完全実施

生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の実施に向けた取り組みを進める。

① 部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。))は少なくとも1日以上を休養日とする。)こと。
- ・ 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。
- ・ 学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休業日とすること。

② 部活動の活動時間

- ・ 活動時間は、長くとも平日で2時間程度、休業日(学期中の週末含む。)は3時間程度とすることとし、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

※上記の部活動休業日及び活動時間の具体的な取り扱いの詳細については、「中札内村立学校の部活動の在り方に関する方針」による。

2 外部指導者の配置等の検討

- ・ 部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、外部指導者の協力や各種大会・練習試合等への生徒引率も可能な部活動員の配置を検討します。

3 複数顧問の効果的な活用

- ・ 可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取り組みを推進します。

Ⅳ 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

1 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

- ・ 校務支援システム等を適切に運用し、教職員の在校時間を客観的に計測・記録し、公表に努めるとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録します。
- ・ 各学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、教職員の健康に配慮するとともに、一部の教職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取り組みを進めます。

2 ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 教職員一人一人がワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点を持ち、積極的に

実践することができるよう、次の取り組みを進めます。

- ① 月2回以上の定時退勤日の実施
- ② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- ③ 15日以上の年次有給休暇の取得促進
(年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進。)
- ④ 仕事と育児介護等の両立支援

3 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・ 教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定します。

1 実施目的

- ・ 教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため

2 設定期間

(1)夏季休業期間中 8月15日前後の3日に設定することを基本とする。

(2)年末年始の休日 12月29日～翌年1月3日

2 その他

(1)部活動

原則として、閉庁期間中の部活動は行わない

(2)勤務を要する特別の事情がある場合の取り扱い

勤務を要する特別の事情がある場合は、休暇の請求を行わないことを校長に申し出て、勤務することができる。この場合において、学校管理者である校長（または教頭）の出勤は要せず、開錠、施錠等の管理は当該職員が行う。

(3)学校特別支援員の扱い

教職員と同様とする。ただし、年次休暇付与日数が少ないことから、長期休業中については任命権者である教育委員会教育長の指示を受けて、教育委員会において勤務(校外勤務)することができる。

(4)保護者への周知

各学校が保護者に通知する。

4 管理職のマネジメント研修等の充実

- ・ 様々な機会を通じ、管理職自らが勤務時間を意識するように促し、各学校での時間外勤務縮減に向けた取り組みを推進します。

5 事務機能の強化と業務の効率化

- ・ 教員と事務職員との間で、業務の連携等により業務を見直し、事務機能の強化と業務の効率化を図ります。

V 教育委員会による学校サポート体制の充実

1 調査業務の見直し

- ・ 各種届出や調査報告事項等の見直しを行うとともに、提出書類や様式の簡素化を進めます。
- ・ 各種団体等からの学校に対する行事への参加や作品の応募依頼等について、当該団体に対して、学校の負担軽減に向けた協力を要請します。

2 学校行事の精選や見直し

- ・ 学校行事の精選や内容の見直しに取り組むよう促します。

3 勤務時間等に関する制度活用

- ・ 変形労働時間制度、週休日の振替に係る勤務時間のスライドや振替期間等の特例、週休日における勤務時間の割振変更など、これらの制度が有効に活用されるよう取り組みを推進します。

4 メンタルヘルス対策の推進

- ・ メンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施や面接指導が受けることができる体制を整備し、教職員の健康管理対策を実施します。

5 少年団活動における教職員の負担軽減

- ・ 少年団活動の指導にかかわる教職員についても、負担の軽減を図るため、部活動指導休養日等に準じた取り組みについて、関係団体に対し基本的な考え方を踏まえた在り方の理解の促進を図ります。